

[事案 23-119] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成24年3月30日 裁定終了

<事案の概要>

銀行を窓口として契約した変額個人年金保険につき、銀行員の虚偽の説明を理由に、契約の取消しと一時払保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成17年1月に、募集人（銀行員）に勧められ、変額個人年金保険に一時払保険料500万円加入、12月には300万円の増額をした。勧誘に際し、リスクの高い商品だとは説明されず、年金保険であるとの説明はなく、10年運用といわれたので、10年で元本が返ってくると誤信して契約を締結したものであることから、契約を取消し、一時払保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

各募集人は、募集資料を使用しての商品内容、元本割れリスク、手数料の説明を複数回にわたり行っているため、申立人の請求に応ずることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、不実告知による取消し（消費者契約法4条1項1号）と、錯誤による無効（民法95条本文）であると解し、当事者から提出された書面ならびに申立人、契約時および増額時の各募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記の事実が認められるので、申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

1. 不実告知の主張について

- (1) 申立契約は、800万円の一時払保険料を10年間据置き、運用後の年金原資を15年の確定年金で受け取る内容で締結され、年金受取総額は一時払保険料相当額の保証があるが、解約時の払戻金は、解約日の資産残高に応じた金額になる商品である。
- (2) 変額個人年金保険の説明は、通常、パンフレット等の資料を使用し、その内容に則して行われるが、本件においても、通常と異なった説明がなされたと認めることができる証拠は見当たらない。後日、パンフレットや「特に重要なお知らせ」を一見して、明白に虚偽であることが判明するような説明を、募集人が行ったと考えることは困難であるため、募集人は、パンフレット等の資料を使用し、その内容に則した一通りの説明を行ったものと認められる。
- (3) パンフレット等には、運用により資産残高が変動し、一時払保険料を下回る場合があることが容易に窺えるイメージ図が記載され、年金受取総額は元本相当額が最低保証されていることは記載されているが、一括受取で元本が保証される旨の記載はなく、随所に「年金」の文字があり、申立契約が年金商品であることは明らかである。
- (4) 以上の資料の内容から、募集人が、これら資料を用いながら、申立契約を勧誘するに際し、申立人の主張するような虚偽の説明をしたと認めることはできず、消費者契約法4条1項1号に基づく取消しは認められない。

2. 錯誤の主張について

募集人が虚偽説明をした事実は認められないとしても、申立人が、加入日に記載した日記の内容からすると、申立人には錯誤が存在したと認めることができる。しかし、申立人の錯誤が要素の錯誤にあたるとしても、募集資料の内容、申立人が自署した書面の内容及び募集人の説明状況からすると、申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったといえるので、申立人から無効を主張することはできない（民法 95 条ただし書）。

【参考】

消費者契約法 第 4 条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

1 項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取消することができる。

1 号 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

民法 第 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。